

◇会社法（平成 17・7・26 法律第 86 号）の一部改正（平成 26・6・27 法律第 90 号）

1 子会社等及び親会社等の定義の創設

- (一) 「子会社等」とは、次のいずれかに該当する者をいう（第 2 条第 3 号の 2）。
 - (1) 子会社
 - (2) 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
- (二) 「親会社等」とは、次のいずれかに該当する者をいう（第 2 条第 4 号の 2）。
 - (1) 親会社
 - (2) 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

2 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

株主名簿・新株予約権原簿の閲覧等請求について、請求者が株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するときを拒否事由とする第 125 条第 3 項第 3 号及び第 252 条第 3 項第 3 号を削除した（第 125 条第 3 項・第 252 条第 3 項）。

3 発行可能株式総数

- (一) 公開会社でない株式会社が公開会社となる場合
公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の 4 倍を超えることができない（第 113 条第 3 項）。
- (二) 株式の併合をする場合
 - (1) 株式会社が株式の併合をしようとする場合には、株主総会の決議によって、株式の併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における発行可能株式総数を定めなければならないが、公開会社においては、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の 4 倍を超えることができない（第 180 条第 2 項・第 3 項）。
 - (2) 株式の併合をした株式会社は、効力発生日に、(1)による定めに従い、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなす（第 182 条第 2 項）。
- (三) 新設合併等をする場合
新設合併等における設立株式会社の設立時発行株式の総数は、新設会社等が公開会社であるときは、発行可能株式総数の 4 分の 1 を下ることができない（第 814 条第 1 項）。

4 社外取締役及び社外監査役の要件

(一) 「社外取締役」とは、株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう（第2条第15号）。

(1) 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

(2) その就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

(3) 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

(4) 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

(5) 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は2親等内の親族でないこと。

(二) 「社外監査役」とは、株式会社の監査役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう（第2条第16号）。

(1) その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

(2) その就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあっては、当該監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

(3) 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

(4) 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

(5) 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は2親等内の親族でないこと。

5 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であってその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。

らない（第 327 条の 2）。

6 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

取締役又は取締役会は、株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決定を各取締役に委任することができない（第 348 条第 3 項第 4 号・第 362 条第 4 項第 6 号・第 416 条第 1 項第 1 号ホ）。

7 監査役の監査の範囲に関する登記

監査役設置会社において、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めがある旨を登記事項に追加した（第 911 条第 3 項第 17 号）。

8 監査等委員会設置会社制度の創設

（一）定義

「監査等委員会設置会社」とは、監査等委員会を置く株式会社をいう（第 2 条第 11 号の 2〔これに伴い委員会設置会社は指名委員会等設置会社と改称された。同条第 12 号〕）。

（二）監査等委員会の設置

- （1）株式会社は、定款の定めによって、監査等委員会を置くことができる（第 326 条第 2 項）。
- （2）監査等委員会設置会社は、取締役会及び会計監査人を置かなければならず、監査役を置いてはならない（第 327 条第 1 項第 3 号・第 4 項・第 5 項）。
- （3）指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない（第 327 条第 6 項）。

（三）監査等委員である取締役の選解任及び報酬等の決定の手続等

- （1）監査等委員会設置会社においては、取締役の選任は、監査等委員（監査等委員会の委員をいう。）である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない（第 329 条第 2 項）。
- （2）監査等委員である取締役は、3 人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならず、監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与若しくは執行役を兼ねることができない（第 331 条第 3 項・第 6 項）。
- （3）監査等委員会設置会社においては、取締役の任期は、監査等委員である取締役については選任後 2 年以内に、それ以外の取締役については選任後 1 年以内にそれぞれ終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする（第 332 条第 3 項・第 4 項）。
- （4）取締役は、監査等委員会がある場合において、監査等委員である取締役の選任に

関する議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない（第 344 条の 2 第 1 項）。

- (5) 監査等委員会は、取締役に対し、監査等委員である取締役の選任を株主総会の目的とすること又は監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる（第 344 条の 2 第 2 項）。
- (6) 監査等委員である取締役を解任する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3 分の 1 以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない（第 344 条の 2 第 3 項・第 309 条第 2 項第 7 号）。
- (7) 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる（第 342 条の 2 第 1 項）。
- (8) 監査等委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる（第 342 条の 2 第 2 項）。
- (9) 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べるができる（第 342 条の 2 第 4 項）。
- (10) 監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等に関する事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない（第 361 条第 2 項）。
- (11) 監査等委員である各取締役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、第 361 条第 1 項の報酬等の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって定める（第 361 条第 3 項）。
- (12) 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べるができる（第 361 条第 5 項）。
- (13) 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる（第 361 条第 6 項）。

(四) 監査等委員会の権限等

- (1) 監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する（第 399 条の 2 第 1 項）。
- (2) 監査等委員は、取締役でなければならない（第 399 条の 2 第 2 項）。
- (3) 監査等委員会は、次に掲げる職務を行う（第 399 条の 2 第 3 項）。
 - ① 取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成
 - ② 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容の決定
 - ③ 監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任若しくは辞任又は報酬等についての監査等委員会の意見の決定

- (4) 監査等委員会が選定する監査等委員による調査、監査等委員の取締役会への報告義務、監査等委員の株主総会に対する報告義務、監査等委員による取締役の行為の差止め、監査等委員会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等の監査等委員会の権限等について、監査役設置会社の監査役又は指名委員会等設置会社の監査委員会若しくは監査委員の権限等に関する規定に相当する規定を置いた(第 399 条の 3～第 399 条の 7)。

(五) 監査等委員会の運営

招集権者、招集手続等、監査等委員会の決議、議事録、監査等委員会への報告の省略等の監査等委員会の運営につき、指名委員会等設置会社の監査委員会の運営に関する規定に相当する規定を置いた(第 399 条の 8～第 399 条の 12)。

(六) 監査等委員会設置会社の取締役会の権限等

- (1) 監査等委員会設置会社の取締役会は、第 362 条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う(第 399 条の 13 第 1 項)。

① 次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定

ア 経営の基本方針

イ 監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

ウ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

② 取締役の職務の執行の監督

③ 代表取締役の選定及び解職

- (2) 監査等委員会設置会社の取締役会は、(1)①アからウまでに掲げる事項を決定しなければならない(第 399 条の 13 第 2 項)。

- (3) 監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定しなければならない(第 399 条の 13 第 3 項)。

- (4) 監査等委員会設置会社の取締役会は、第 362 条第 4 項各号に掲げる事項に相当する事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない(第 399 条の 13 第 4 項)。

- (5) 監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款の定めがある場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、第 416 条第 4 項各号に掲げる事項に相当する事項を除き、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる(第 399 条の 13 第 5 項・第 6 項)。

- (6) 取締役会の招集権者の定めがある場合であっても、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる(第 399 条の 14)。

(七) 取締役の任務懈怠の推定規定の適用除外

取締役(監査等委員であるものを除く。)との間の利益相反取引につき監査等委員会

の承認を受けたときは、取締役の任務懈怠の推定規定は適用しない(第 423 条第 4 項)。

(八) その他の規定の整備

- (1) 監査等委員会設置会社の設立手続並びに監査等委員会設置会社に係る登記及び罰則その他所要の規定を整備した (第 38 条第 2 項・第 911 条第 3 項第 22 号・第 976 条第 19 号の 2 等)。
- (2) 監査等委員会設置会社制度の創設に伴い、改正前の「委員会設置会社」の呼称を「指名委員会等設置会社」とし、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の総称を「指名委員会等」とするなど所要の整備をした (第 2 条第 12 号等)。

9 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格

株主総会等の決議の取消しにより株主となる者も、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる (第 831 条第 1 項)。

10 株主代表訴訟の原告適格の拡大等

(一) 旧株主による責任追及等の訴え

- (1) 次の①又は②に掲げる行為の効力が生じた日の 6 箇月前から当該日まで引き続き株式会社の株主であった者 (以下「旧株主」という。) は、当該株式会社の株主でなくなった場合であっても、当該①又は②に定めるときは、当該株式会社 (次の②に定める場合にあつては、同②の吸収合併後存続する株式会社。以下「株式交換等完全子会社」という。) に対し、責任追及等の訴え (当該①又は②に掲げる行為の効力が生じた時までその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。(2)において同じ。) の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該旧株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式交換等完全子会社若しくは当該①若しくは②の完全親会社 (特定の株式会社の発行済株式の全部を有する株式会社その他これと同等のものとして法務省令で定める株式会社をいう。) に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない (第 847 条の 2 第 1 項)。

① 当該株式会社の株式交換又は株式移転 当該株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

② 当該株式会社が吸収合併により消滅する会社となる吸収合併 当該吸収合併により、吸収合併後存続する株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

- (2) 旧株主が、(1)①又は②の完全親会社の株主でなくなった場合であっても、次に掲げるとき等は、株式交換等完全子会社に対し、責任追及等の訴えの提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該旧株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式交換等完全子会社若しくは次の①若しくは②の株式を発行している株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない (第 847

条の2第3項～第5項)。

- ① 当該完全親会社の株式交換又は株式移転により当該完全親会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。
- ② 当該完全親会社が合併により消滅する会社となる合併により、合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。
- (3) 公開会社でない株式会社における(1)についての規定の適用、旧株主による責任追及等の訴えの提起及び不提訴理由の通知については、第847条第2項から第5項までに相当する規定を置いた(第847条の2第2項・第6項～第8項)。
- (4) 株式交換等完全子会社に係る適格旧株主((1)の本文又は(2)の本文によれば提訴請求をすることができることとなる旧株主をいう。)がある場合において、(1)の①又は②に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務を免除するときにおける第55条等の規定の適用については、これらの規定中「総株主」とあるのは、「総株主及び第847条の2第9項に規定する適格旧株主の全員」とする(第847条の2第9項)。

(二) 最終完全親会社等の株主による責任追及の訴え

- (1) 6箇月前から引き続き株式会社の最終完全親会社等(当該株式会社の完全親会社等であって、その完全親会社等がないものをいう。)の総株主の議決権の100分の1以上の議決権等を有する株主又は当該最終完全親会社等の発行済株式の100分の1以上の数の株式を有する株主は、当該株式会社に対し、特定責任に係る責任追及等の訴え(以下「特定責任追及の訴え」という。)の提起を請求することができる。ただし、①特定責任追及の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社若しくは当該最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合、②当該特定責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合のいずれかに該当する場合は、この限りでない(第847条の3第1項)。
- (2) (1)の「完全親会社等」とは、次に掲げる株式会社をいう(第847条の3第2項)。
 - ① 完全親会社
 - ② 株式会社の発行済株式の全部を他の株式会社及びその完全子会社等(株式会社がその株式又は持分の全部を有する法人をいう。)又は他の株式会社の完全子会社等が有する場合における当該他の株式会社(完全親会社を除く。)
- (3) (2)②の場合において、(2)②の他の株式会社及びその完全子会社等又は(2)②の他の株式会社の完全子会社等が他の法人の株式又は持分の全部を有する場合における当該他の法人は、当該他の株式会社の完全子会社等とみなす(第847条の3第3項)。
- (4) (1)の「特定責任」とは、当該株式会社の発起人等(発起人、設立時取締役、設立時監査役、第423条第1項に規定する役員等又は清算人をいう。)の責任の原因とな

った事実が生じた日において最終完全親会社等及びその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の 5 分の 1 を超える場合における当該発起人等の責任をいう（第 847 条の 3 第 4 項）。

(5) 公開会社でない最終完全親会社等における(1)についての規定の適用，最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴えの提起及び不提訴理由の通知について，第 847 条第 2 項から第 5 項までに相当する規定を置いた（第 847 条の 3 第 6 項～第 9 項）。

(6) 株式会社に最終完全親会社等がある場合において，特定責任を免除するときにおける第 55 条等の規定の適用については，これらの規定中「総株主」とあるのは，「総株主及び株式会社の(1)の最終完全親会社等の総株主」とする（第 847 条の 3 第 10 項）。

(三) 適格旧株主及び最終完全親会社等の株主による訴訟参加等

(1) 適格旧株主又は最終完全親会社等の株主は，共同訴訟人として，又は当事者の一方を補助するため，責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては(一)(1)①又は②に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り，最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）に係る訴訟に参加することができる（第 849 条第 1 項）。

(2) 次の①又は②に掲げる者は，株式会社等（株式会社又は株式交換等完全子会社をいう。）の株主でない場合であっても，当事者の一方を補助するため，当該①又は②に定める者が提起した責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる（第 849 条第 2 項）。

① 株式交換等完全親会社（(一)(1)①若しくは②に定める場合又は(一)(2)①若しくは②に掲げる場合における株式交換等完全子会社の完全親会社（(一)(1)①若しくは②に掲げる行為又は(一)(2)①の株式交換若しくは株式移転若しくは同②の合併の効力が生じた時においてその完全親会社があるものを除く。）であつて，当該完全親会社の株式交換若しくは株式移転又は当該完全親会社が合併により消滅する会社となる合併によりその完全親会社となった株式会社がないものをいう。） 適格旧株主

② 最終完全親会社等 当該最終完全親会社等の株主

(3) 株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が，当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）等を補助するため，責任追及等の訴えに係る訴訟に参加するための手続について，所要の整備をした（第 849 条第 3 項）。

(4) 株式会社等に株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等がある場合における当該株式会社等の当該株式交換等完全親会社又は当該最終完全親会社等に対する通知義

務、この通知を受けた株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等の適格旧株主又は最終完全親会社の株主に対する公告又は通知の義務等について、所要の規定を設けた（第 849 条第 6 項～第 11 項）。

(四) 株式交換等完全親会社等又は最終完全親会社等による責任追及等の訴えの提起等におけるこれらの会社の代表

(1) 次の①又は②に掲げる場合には、当該①又は②の訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する（第 386 条第 1 項第 2 号・第 3 号）。

① 株式交換等完全親会社である監査役設置会社がその株式交換等完全子会社の取締役等の責任（(一)(1)①又は②に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限る。）を追及する訴えを提起する場合

② 最終完全親会社等である監査役設置会社がその完全子会社等である株式会社の取締役等に対して特定責任追及の訴えを提起する場合

(2) 次の①又は②に掲げる場合には、監査役が監査役設置会社を代表する（第 386 条第 2 項第 3 号・第 4 号）。

① 株式交換等完全親会社である監査役設置会社が第 847 条第 1 項の規定による請求（(1)①の訴えの提起の請求に限る。）をする場合等

② 最終完全親会社等である監査役設置会社が第 847 条第 1 項の規定による請求（(1)②の特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）をする場合等

(3) 株式交換等完全親会社である監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社及び最終完全親会社等である監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社についても、(1)(2)と同様の規定を設けた（第 399 条の 7 第 3 項第 4 項第 5 項第 3 号第 4 号・第 408 条第 3 項第 4 項第 5 項第 3 号第 4 号）。

(五) 適格旧株主等の権利の行使に関する利益の供与の禁止

(1) 株式会社は、何人に対しても、当該株式会社に係る適格旧株主の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならない（第 120 条第 1 項）。

(2) (一)(3)又は(二)(5)の訴えの提起等に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受等した者は、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処する（第 968 条第 1 項）。

(3) 第 960 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる者等が、株式会社に係る適格旧株主の権利又は株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したとき等は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する（第 970 条第 1 項・第 3 項）。

(六) 責任の一部免除に係る手続の特則

(1) 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、第 425 条第 1 項の規定により特定責任を免除するためには、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会

の決議を要する（第 425 条第 1 項）。

(2) 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、第 426 条第 1 項の規定による定款の定めに基づき免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該株式会社の総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を有する株主が異議を述べたときは、株式会社は、同項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない（第 426 条第 7 項）。

(3) 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、第 427 条第 4 項の損害が特定責任に係るものであるときにあっては、同項の規定による開示は、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会においてしなければならない（第 427 条第 4 項）。

(七) その他の規定の整備

適格旧株主又は最終完全親会社等の株主による責任追及等の訴えの訴訟の目的の価額の算定、責任追及等の訴えに係る和解の手續等について、所要の規定を設けた（第 847 条の 4・第 848 条・第 850 条・第 852 条・第 853 条等）。

11 取締役及び監査役の責任の一部免除

(一) 代表取締役以外の取締役の最低責任限度額の算定に際して、職務執行の対価として受ける財産上の利益の額に乗すべき数は、次の(1)及び(2)に掲げる取締役の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める数とする（第 425 条第 1 項）。

(1) 代表取締役以外の取締役（業務執行取締役等であるものに限る。） 4

(2) 取締役（代表取締役及び(1)に掲げるものを除く。） 2

(二) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役は、社外取締役又は社外監査役でないものであっても、責任限定契約を締結することができる（第 427 条第 1 項）。

(三) 第 911 条第 3 項第 25 号及び第 26 号を削ることとする等登記事項について所要の整備をした（第 911 条第 3 項第 24 号～第 26 号）。

12 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定

株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容は、監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）が決定する（第 344 条）。

13 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約

(一) 募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合において、当該募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該契約の承認を受けなければならない（第 205 条第 2 項・第 309 条第 2 項第 5 号）。

- (二) 募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合において、当該募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき等についても、(一)と同様の規律を設けた（第 244 条第 3 項・第 309 条第 2 項第 6 号）。

14 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等

(一) 公開会社における募集株式の割当て等の特則

- (1) 公開会社は、募集株式の引受人について、イに掲げる数のロに掲げる数に対する割合が 2 分の 1 を超える場合には、払込期日（第 199 条第 1 項第 4 号）等の 2 週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についてのイに掲げる数等を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社又は第 202 条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない（第 206 条の 2 第 1 項）。
イ 当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数
ロ 当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数
- (2) (1)による通知は、公告をもってこれに代えることができる（第 206 条の 2 第 2 項）。
- (3) 株式会社が(1)の事項について払込期日等の 2 週間前までに金融商品取引法第 4 条第 1 項から第 3 項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがない場合には、(1)による通知は、することを要しない（第 206 条の 2 第 3 項）。
- (4) 総株主の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主が(1)による通知又は(2)の公告の日等から 2 週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。）による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、払込期日等の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の第 205 条第 1 項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない（第 206 条の 2 第 4 項）。
- (5) (4)の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3 分の 1 以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない（第 206 条の 2 第 5 項）。

(二) 公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則

- (1) 公開会社は、募集新株予約権の引受人（募集新株予約権の割当てを受けた申込者又は第 244 条第 1 項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者）について、イに掲げる数のロに掲げる数に対する割合が 2 分の 1 を超える場合には、割当日の 2

週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についてのイに掲げる数等を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第 241 条の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない（第 244 条の 2 第 1 項）。

イ 当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

ロ イの場合における最も多い総株主の議決権の数

(2) (1)イの「交付株式」とは、募集新株予約権の目的である株式、募集新株予約権が株式を対価とする取得条項付新株予約権である場合（第 236 条第 1 項第 7 号二に掲げる事項についての定めがある場合）における当該株式その他募集新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式として法務省令で定める株式をいう（第 244 条の 2 第 2 項）。

(3) (1)の場合についても、(一)(2)及び(3)と同様の規定を設けた（第 244 条の 2 第 3 項～第 6 項）。

15 仮装払込みによる募集株式の発行等

(一) 出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任

募集株式の引受人は、出資の履行を仮装した場合には、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払等をする義務を負い、この引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない（第 213 条の 2）。

(二) 出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任

募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役等は、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払等をする義務を負う。ただし、当該取締役等（当該出資の履行を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない（第 213 条の 3）。

(三) 出資の履行を仮装した募集株式の引受人による株主の権利の行使

(1) 募集株式の引受人は、出資の履行を仮装した場合には、(一)又は(二)の支払等がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利を行使することができない（第 209 条第 2 項）。

(2) (1)の募集株式を譲り受けた者は、当該募集株式についての株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない（第 209 条第 3 項）。

(四) 設立時発行株式についての出資の履行等が仮装された場合の規律

発起人が設立時発行株式についての払込み等を仮装した場合、設立時募集株式の引受人が第 63 条第 1 項の規定による払込みを仮装した場合及び新株予約権について第

246 条第 1 項又は第 281 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による払込み等が仮装された場合についても、(一)から(三)までと同様の規定を設けた（第 52 条の 2・第 55 条・第 102 条第 3 項第 4 項・第 102 条の 2・第 103 条第 2 項第 3 項・第 282 条第 2 項第 3 項・第 286 条の 2・第 286 条の 3）。

16 新株予約権無償割当てに関する割当通知

- (一) 株式会社が株主に対して割り当てた新株予約権の内容及び数等についての当該株主等に対する通知は、新株予約権無償割当ての効力発生日（第 278 条第 1 項第 3 号）後遅滞なくしなければならない（第 279 条第 2 項）。
- (二) (一)の通知がされた場合において、当該新株予約権（第 278 条第 1 項第 1 号）を行使することができる期間（第 236 条第 1 項第 4 号）の末日が当該通知の日から 2 週間を経過する日前に到来するときは、当該期間は、当該通知の日から 2 週間を経過する日まで延長されたものとみなす（第 279 条第 3 項）。

17 特別支配株主の株式等売渡請求

- (一) 株式等売渡請求
 - (1) 株式会社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を有する特別支配株主は、当該株式会社（以下「対象会社」という。）の株主（以下「売渡株主」という。）の全員に対し、その有する対象会社の株式（以下「売渡株式」という。）の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求すること（以下「株式売渡請求」という。）ができる（第 179 条第 1 項）。
 - (2) 特別支配株主は、株式売渡請求をするときは、併せて、対象会社の新株予約権者（以下「売渡新株予約権者」という。）の全員に対し、その有する対象会社の新株予約権の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求すること（以下「新株予約権売渡請求」という。）ができる（第 179 条第 2 項）。
 - (3) 新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権売渡請求をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求しなければならない（第 179 条第 3 項）。
- (二) 株式等売渡請求の方法
 - (1) 株式売渡請求は、次に掲げる事項等を定めてしなければならない（第 179 条の 2 第 1 項）。
 - ① 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法
 - ② 売渡株主に対する金銭の割当てに関する事項
 - ③ 株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をするときは、その旨及びそれに関する①②に相当する事項
 - ④ 特別支配株主が売渡株式（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場

合にあっては、売渡株式及び売渡新株予約権。以下「売渡株式等」という。)を取得する日(取得日)

(2) 対象会社が種類株式発行会社である場合には、特別支配株主は、対象会社の発行する種類の株式の内容に応じ、(1)②に掲げる事項として、(1)①の金銭の割当てについて売渡株式の種類ごとに異なる取扱いを行う旨及び当該異なる取扱いの内容を定めることができる(第179条の2第2項)。

(3) (1)②に掲げる事項についての定めは、売渡株主の有する売渡株式の数((2)の定めがある場合にあっては、各種類の売渡株式の数)に応じて金銭を交付することを内容とするものでなければならない(第179条の2第3項)。

(三) 対象会社の承認

(1) 特別支配株主は、株式売渡請求(株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、株式売渡請求及び新株予約権売渡請求。以下「株式等売渡請求」という。)をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び(二)(1)①から④までに掲げる事項等を通知し、その承認を受けなければならない(第179条の3第1項)。

(2) 対象会社は、特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をしようとするときは、新株予約権売渡請求のみを承認することはできない(第179条の3第2項)。

(3) 取締役会設置会社が(1)の承認をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない(第179条の3第3項)。

(4) 対象会社は、(1)の承認をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に対し、当該決定の内容を通知しなければならない(第179条の3第4項)。

(四) 売渡株主等に対する通知等

(1) 対象会社は、(三)(1)の株式等売渡請求の承認をしたときは、取得日の20日前までに、売渡株主(特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、売渡株主及び売渡新株予約権者。以下「売渡株主等」という。)に対し、当該承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、売渡株式の対価として交付する金銭の額等を通知するとともに、売渡株式の登録株式質権者等に対し、当該承認をした旨を通知しなければならない(第179条の4第1項)。この通知(売渡株主に対してするものを除く。)は、公告をもってこれに代えることができる(第179条の4第2項)。

(2) 対象会社が(1)による通知又は公告をしたときは、特別支配株主から売渡株主等に対し、株式等売渡請求がされたものとみなす(第179条の4第3項)。

(五) 株式等売渡請求に関する書面等の備置き及び閲覧等

対象会社は、(四)(1)による売渡株主等に対する通知の日又は公告の日のいずれか早い日から取得日後6箇月(対象会社が公開会社でない場合にあっては、取得日後1年)を経過する日までの間、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、売渡株式の対価とし

て交付する金銭の額等を記載した書面等を本店に備え置かなければならないとともに、売渡株主等は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができる（第 179 条の 5）。

（六） 株式等売渡請求の撤回

- （1） 特別支配株主は、（三）（1）の承認を受けた後は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合に限り、売渡株式等の全部について株式等売渡請求を撤回することができる（第 179 条の 6 第 1 項）。
- （2） 取締役会設置会社が（1）の承諾をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない（第 179 条の 6 第 2 項）。
- （3） 対象会社は、（1）の承諾をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に対し、当該決定の内容を通知しなければならない（第 179 条の 6 第 3 項）。
- （4） 対象会社は、（1）の承諾をしたときは、遅滞なく、売渡株主等に対し、当該承諾をした旨を通知しなければならない（第 179 条の 6 第 4 項）。この通知は、公告をもってこれに代えることができる（第 179 条の 6 第 5 項）。
- （5） 対象会社が（4）による通知又は公告をしたときは、株式等売渡請求は、売渡株式等の全部について撤回されたものとみなす（第 179 条の 6 第 6 項）。
- （6） （1）から（5）までは、新株予約権売渡請求のみを撤回する場合について準用する（第 179 条の 6 第 8 項）。

（七） 売渡株式等の取得をやめることの請求

- （1） 次に掲げる場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる（第 179 条の 7 第 1 項）。
 - ① 株式売渡請求が法令に違反する場合
 - ② 対象会社が（四）（1）の通知（売渡株主に対する通知に係る部分に限る。）又は（五）の書面等の備置き・閲覧義務に違反した場合
 - ③ （二）（1）①又は②に掲げる事項が対象会社の財産の状況等に照らして著しく不当である場合
- （2） 新株予約権売渡請求が法令に違反する場合等において、売渡新株予約権者が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡新株予約権者は、（1）と同様の請求をすることができる（第 179 条の 7 第 2 項）。

（八） 売買価格の決定の申立て

- （1） 株式等売渡請求があった場合には、売渡株主等は、取得日の 20 日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、その有する売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることができる（第 179 条の 8 第 1 項）。
- （2） 特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の年 6 分の利率により算定した利息をも支払わなければならない（第 179 条の 8 第 2 項）。

- (3) 特別支配株主は、売渡株式等の売買価格の決定があるまでは、売渡株主等に対し、当該特別支配株主が公正な売買価格と認める額を支払うことができる(第 179 条の 8 第 3 項)。

(九) 売渡株式等の取得

- (1) 株式等売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式等の全部を取得する(第 179 条の 9 第 1 項)。
- (2) (1)により特別支配株主が取得した売渡株式等が譲渡制限株式又は譲渡制限新株予約権であるときは、対象会社は、当該特別支配株主が当該売渡株式等を取得したことについて、第 137 条第 1 項又は第 263 条第 1 項の承認をする旨の決定をしたものとみなす(第 179 条の 9 第 2 項)。

(一〇) 売渡株式等の取得に関する書面等の備置き及び閲覧等

対象会社は、取得日後遅滞なく、株式等売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式等の数その他の株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面等を作成し、取得日から 6 箇月間(対象会社が公開会社でない場合にあっては、取得日から 1 年間)、本店に備え置かなければならないとともに、取得日に売渡株主等であった者は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができる(第 179 条の 10)。

(一一) 売渡株式等の取得の無効の訴え

- (1) 株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得の無効は、取得日から 6 箇月以内(対象会社が公開会社でない場合にあっては、当該取得日から 1 年以内)に、訴えをもってのみ主張することができる(第 846 条の 2 第 1 項)。
- (2) (1)の訴え(以下「売渡株式等の取得の無効の訴え」という。)は、取得日において売渡株主若しくは対象会社の取締役等であった者又は対象会社の取締役等に限り、提起することができる(第 846 条の 2 第 2 項)。
- (3) 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、特別支配株主を被告とする(第 846 条の 3)。
- (4) 売渡株式等の取得の無効の訴えは、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する(第 846 条の 4)。
- (5) 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した売渡株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる(第 846 条の 5)。
- (6) 同一の請求を目的とする売渡株式等の取得の無効の訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない(第 846 条の 6)。
- (7) 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する(第 846 条の 7)。

(8) 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされた売渡株式等の全部の取得は、将来に向かってその効力を失う（第 846 条の 8）。

(9) 売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う（第 846 条の 9）。

(一二) その他の規定の整備

特別支配株主が株式売渡請求により売渡株式の取得をした場合には、売渡株式を目的とする質権は、当該取得によって当該売渡株式の株主が受けることのできる金銭について存在する等、売渡株式を目的とする質権の効力等について、所要の規定を整備した（第 151 条第 2 項・第 272 条第 4 項等）。

18 全部取得条項付種類株式の取得

(一) 全部取得条項付種類株式の取得対価等に関する書面等の備置き及び閲覧等

全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、取得を決定する株主総会（第 171 条第 1 項）の日の 2 週間前の日又は取得する旨の通知・公告（第 172 条第 2 項第 3 項）の日のいずれか早い日から取得日後 6 箇月を経過する日までの間、取得対価に関する事項等（第 171 条第 1 項各号）を記載した書面等を本店に備え置かなければならないとともに、株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができる（第 171 条の 2）。

(二) 全部取得条項付種類株式の取得をやめることの請求

全部取得条項付種類株式の取得が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該全部取得条項付種類株式の取得をやめることを請求することができる（第 171 条の 3）。

(三) 裁判所に対する価格の決定の申立て

(1) 全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立ては、取得日の 20 日前の日から取得日の前日までの間にしなければならない（第 172 条第 1 項）。

(2) 株式会社は、取得日の 20 日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨を通知若しくは公告しなければならない（第 172 条第 2 項・第 3 項）。

(3) 株式会社は、全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社がその公正な価格と認める額を支払うことができる（第 172 条第 5 項）。

(4) (1)の申立てをした株主は、取得を決定する株主総会（第 171 条第 1 項）の決議により定められた取得対価の交付を受けない（第 173 条第 2 項）。

(四) 全部取得条項付種類株式の取得に関する書面等の備置き及び閲覧等

株式会社は、取得日後遅滞なく、株式会社が取得した全部取得条項付種類株式の数その他の全部取得条項付種類株式の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面等を作成し、取得日から 6 箇月間、本店に備え置かなければならないとともに、株主等は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができる（第 173 条の 2）。

19 株式の併合により端数となる株式の買取請求

（一）株式の併合に関する事項に関する書面等の備置き及び閲覧等

株式の併合（単元株式数を定款で定めている場合にあっては、当該単元株式数に併合の割合を乗じて得た数に 1 に満たない端数が生ずるものに限る。）をする株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から株式の併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）後 6 箇月を経過する日までの間、併合の割合等第 180 条第 2 項各号に掲げる事項等を記載した書面等をその本店に備え置かなければならないとともに、株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができる（第 182 条の 2）。

（1）株式の併合を決定する株主総会（第 180 条第 2 項）の日の 2 週間前の日

（2）（三）(3)により読み替えて適用する第 181 条第 1 項の規定による株主に対する通知の日または第 181 条第 2 項の公告の日のいずれか早い日

（二）株式の併合をやめることの請求

株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる（第 182 条の 3）。

（三）反対株主の株式買取請求

（1）株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる（第 182 条の 4 第 1 項）。

（2）（1）の「反対株主」とは、次に掲げる株主をいう（第 182 条の 4 第 2 項）。

① 第 180 条第 2 項の株主総会に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

② 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

（3）株式会社が株式の併合をする場合における株主に対する通知は効力発生日の 20 日前までにしなければならない（第 182 条の 4 第 3 項〔第 181 条第 1 項の読み替え〕）。

（4）（1）による請求（以下「株式買取請求」という。）は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして

しなければならない（第 182 条の 4 第 4 項）。

- (5) 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない（第 182 条の 4 第 5 項）。
- (6) 株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる（第 182 条の 4 第 6 項）。
- (7) 第 133 条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない（第 182 条の 4 第 7 項）。

(四) 株式の価格の決定等

- (1) 株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調ったときは、株式会社は、効力発生日から 60 日以内にその支払をしなければならない（第 182 条の 5 第 1 項）。
- (2) 株式の価格の決定について、効力発生日から 30 日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後 30 日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる（第 182 条の 5 第 2 項）。
- (3) (三)(6)にかかわらず、(2)の場合において、効力発生日から 60 日以内に(2)の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる（第 182 条の 5 第 3 項）。
- (4) 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する(1)の期間の満了の日後の年 6 分の利率により算定した利息をも支払わなければならない（第 182 条の 5 第 4 項）。
- (5) 株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる（第 182 条の 5 第 5 項）。
- (6) 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる（第 182 条の 5 第 6 項）。
- (7) 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があったときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない（第 182 条の 5 第 7 項）。

(五) 株式の併合に関する書面等の備置き及び閲覧等

株式の併合をした株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数その他の株式の併合に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面等を作成し、効力発生日から 6 箇月間、これをその本店に備え置かなければならないとともに、株主等は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができる（第 182 条の 6）。

20 組織再編における株式買取請求等

(一) 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等

- (1) 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない（第 116 条第 6 項・第 469 条第 6 項・第 785 条第 6 項・第 797 条第 6 項・第 806 条第 6 項）。
- (2) 第 133 条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない（第 116 条第 9 項・第 469 条第 9 項・第 785 条第 9 項・第 797 条第 9 項・第 806 条第 9 項）。
- (3) 第 116 条第 1 項各号の行為をする株式会社、事業譲渡等をする株式会社、吸収分割株式会社、存続株式会社等又は新設分割株式会社に対する株式買取請求について、当該請求に係る株式の買取りは、これらの行為がその効力を生ずる日に、その効力を生ずる（第 117 条第 6 項・第 470 条第 6 項・第 786 条第 6 項・第 798 条第 6 項・第 807 条第 6 項）。
- (4) 新株予約権買取請求についても、(1)から(3)までと同様の規律を設けた（第 118 条第 6 項第 7 項第 10 項・第 119 条第 6 項・第 777 条第 6 項第 7 項第 10 項・第 787 条第 6 項第 7 項第 10 項・第 788 条第 6 項・第 808 条第 6 項第 7 項第 10 項・第 809 条第 6 項）。

(二) 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度

- (1) 第 116 条第 1 項各号の行為をする株式会社、事業譲渡等をする株式会社、消滅株式会社等又は存続株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる（第 117 条第 5 項・第 470 条第 5 項・第 786 条第 5 項・第 798 条第 5 項・第 807 条第 5 項）。
- (2) 新株予約権買取請求についても、(1)と同様の規律を設けた（第 119 条第 5 項・第 778 条第 5 項・第 788 条第 5 項・第 809 条第 5 項）。
- (3) 全部取得条項付種類株式の取得価格決定及び株式等売渡請求における売買価格決定についても、(1)と同様の規律を設けた（第 172 条第 5 項・第 179 条の 8 第 3 項）。

(三) 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求

- (1) 略式組織再編における株式買取請求 吸収合併等をする場合に消滅株式会社等又は存続株式会社等に対して株式買取請求をすることができる株主から、略式合併（第 784 条第 1 項本文又は第 796 条第 1 項本文）の場合における当該特別支配会社を除いた（第 785 条第 2 項第 3 項・第 797 条第 2 項第 3 項）。
- (2) 簡易組織再編における株式買取請求 吸収合併等をする場合に反対株主が存続株式会社等に対して株式買取請求をすることができる場合から、簡易合併（第 796 条第 2 項本文）等の場合（第 795 条第 2 項各号に掲げる場合及び第 796 条第 1 項ただし書又は第 3 項に規定する場合を除く。）を除いた（第 797 条第 1 項）。
- (3) 事業譲渡等についても、(1)及び(2)と同様の規律を設けた（第 469 条第 1 項～第 3

項)。

21 会社分割等における債権者の保護

(一) 分割会社に知れていない債権者の保護

会社分割に異議を述べることができる吸収分割会社又は新設分割会社（以下「分割会社」という。）の債権者であつて、各別の催告を受けなかったもの（分割会社が官報公告に加え日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告による公告を行う場合にあっては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。）は、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に分割会社又は承継会社等（吸収分割承継会社又は新設分割設立会社をいう。）のいずれか一方に対してしか債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、分割会社及び承継会社等の双方に対して、分割会社が会社分割の効力が生じた日に有していた財産の価額又は承継会社等が承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる（第 759 条第 2 項第 3 項・第 761 条第 2 項第 3 項・第 764 条第 2 項第 3 項・第 766 条第 2 項第 3 項）

(二) 詐害的な会社分割における債権者の保護

- (1) 分割会社が承継会社等に承継されない債務の債権者（以下「残存債権者」という。）を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる（第 759 条第 4 項・第 761 条第 4 項・第 764 条第 4 項・第 766 条第 4 項）。
- (2) (1)の債務を履行する責任は、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をしたことを知った時から 2 年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。会社分割の効力が生じた日から 20 年を経過したときも、同様とする（第 759 条第 6 項・第 761 条第 6 項・第 764 条第 6 項・第 766 条第 6 項）。
- (3) 分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつたときは、残存債権者は、承継会社等に対して(1)による請求をする権利を行使することができない（第 759 条第 7 項・第 761 条第 7 項・第 764 条第 7 項・第 766 条第 7 項）。
- (4) 事業譲渡についても、(1)から(3)までと同様の規定を設けた（第 23 条の 2）。

22 組織再編等の差止請求

(一) 次に掲げる場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる（第 784 条の 2）。

- (1) 当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合
- (2) 略式合併（第 784 条第 1 項本文）の場合において、合併条件（第 749 条第 1 項第

2号第3号)が消滅株式会社等又は存続会社等の財産の状況等に照らして著しく不当であるとき。

(二) 吸収合併等における存続株式会社等及び新設合併等における消滅株式会社等についても、(一)と同様の規律を設けた(第796条の2・第805の2)。

23 親会社による子会社の株式等の譲渡

株式会社は、その子会社の株式等の譲渡をする場合であって、次のいずれにも該当するときは、当該譲渡がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)の前日までに、株主総会の特別決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならない(第467条第1項)。

- (1) 当該譲渡により譲り渡す株式等の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1を超えるとき。
- (2) 当該株式会社が、効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

24 準備金の計上に関する特則

分割会社が会社分割の効力発生日等に剰余金の配当(配当財産が承継会社等の株式又は持分のみであるものに限る。)をする場合には、第445条第4項の規定は、適用しない(第792条・第812条)。

この法律は、平成27年12月26日までに政令で定める日から施行する。